

岐阜県公報

第 三 百 五 十 九 号

令 和 四 年 十 二 月 二 十 三 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 五 一 一

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 五 二 二

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 五 二 二

都市計画の変更

(都 市 政 策 課) 五 二 三

大垣都市計画の変更

(同) 五 二 三

公 示

落札者等に関する公示

(環 境 管 理 課) 五 二 四

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 五 二 四

告 示

岐阜県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町大原字陰地二八六四の一・二八六六・二八六七合併（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字日向二八五六の二、二八五八、二八五九、字陰地二八六三の二、二八七六、二八七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 加茂郡東白川村越原字新築二六九一
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 加茂郡東白川村五加字段ノ上九三一の一、九三一の一七、九三一の一八、字神矢淵九四六、九四七、九四八の二、神土字菑蒲平四〇一五の二、四〇一五の三、字小峠四二五五の二、四二五五の三
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神土字菑蒲平四〇一五の二、四〇一五の三、字小峠四二五五の二、四二五五の三

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	稲川越角停車場線	飛驒市河合町大谷字をとの下三三七番一地从先から同市同町同字岩たる三一九番一地从先まで	八二丁 四〇・一	一五丁 九六・一	ル	四九三・〇	

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十二月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
一般国道	二百五十六号	郡上市和良町下洞字中島四〇四番一〇地先から同市同町同字同四五番五一地先まで	九〇・五	九〇・九	六〇・六二	六〇・六二	

岐阜県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道
木曾川右岸流域下水道
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課、美濃加茂市建設水道部上下水道課、各務原市都市建設部都市計画課、可児市水道部下水道課、岐南町土木部上下水道課、笠松町水道部水道課、坂祝町水道環境課、川辺町上下水道課、八百津町水道環境課及び御嵩町建設部上下水道課

岐阜県告示第四百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

三・六・四百五号 西保新屋敷線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、神戸町産業建設部建設課

岐阜県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画道路
三・三・六号 大垣環状線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課、大垣市都市計画部都市計画課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県民事 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県放射線監視ネットワークシステム改修業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
令和(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和4年9月5日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
株式会社日立製作所 中部支社
支社長 湯次 善磨
- 6 契約金額 81,730,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部環境管理課
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
四郷南部地区	輪之内町役場	令和五・四・二一・二七から 五・四・二一・二七まで